

別表（第10条関係）

1 法定外公共物を使用する場合

種別		使用料	
		単位	金額
物置、倉庫、小屋、橋梁その他これらに類する工作物		使用面積 1 平方メ	100円
通路、階段、物置場その他これらに類するもので、工作物を設置しないもの		一トルにつき 1 年	60円
柱 類	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	560円
	第 2 種電柱		860円
	第 3 種電柱		1,200円
	第 1 種電話柱		500円
	第 2 種電話柱		800円
	第 3 種電話柱		1,100円
	その他の柱類		50円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルに	5 円
地下に設ける電線その他の線類		つき 1 年	3 円
広告塔		表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	2,000円
管 類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ 1 メートルに つき	30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上 1 メートル未満のもの		300円
	外径が 1 メートル以上のもの		600円
水田、畑、桑畑、果樹園、牧草地又は採草地		農業委員会が定めた小作料の標準額 を基準として市長が定める額	
その他		市長が定める額	

2 生産物を採取する場合

種別		採取料	
		単位	金額
砂利		1 立方メートルにつき	220円
砂			190円
かき込砂利			200円
ぐり石			200円
転石	径長0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1 個	150円
	径長0.4メートル以上0.6メートル未満のもの		190円
その他		市長が定める額	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔の表示部分の面積をいうものとする。
- 使用面積、表示面積、使用に係る物件の長さ若しくは採取物の体積が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは体積に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、当該面積、長さ若しくは体積又は当該端数を1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。

- 6 使用料等の額が年額で定められている場合には、許可に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数を1月として計算するものとする。
- 7 使用料等の額は、この表の規定により算出した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。